

平成 28 年 10 月 25 日

市町村・一部事務組合 容器包装リサイクル担当者様

プラスチック製容器包装ベール品質調査日程の聞き取りについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 28 年 7 月 6 日付で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室より市町村の容器包装リサイクル法担当課長宛で発行された「容器包装リサイクル制度におけるベール品質調査の適正な実施について」の文書に記載のあった「合理化拠出金の算定根拠となるプラスチック製容器包装のベール品質調査について、再商品化事業者からベール調査の日程を事前に聞き取ることは厳に慎むべき」との案件について、当協会からも以下のとおりお願いを申し上げます。

敬具

記

日頃より、プラスチック製容器包装の引き取り業務の連絡については、再商品化事業者と連絡を取って頂いておりますが、プラスチック製容器包装ベール品質調査関係の市町村・一部事務組合の担当者様との連絡については、テックプロジェクトサービス株式会社のみ限定しており、今後とも、再商品化事業者にベール調査日程等の情報を聞くことは厳禁とさせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

プラスチック製容器包装のベール品質調査については、当協会の調査委託会社であるテックプロジェクトサービス株式会社より調査日程の 1 週間前に市町村・一部事務組合の担当者様に連絡させていただきます。

万が一、市町村・一部事務組合並びに委託している中間処理事業者が再商品化事業者からプラスチック製容器包装ベール調査日程を聞き取る等の行為が発覚した場合、「次年度のプラスチック製容器包装分別基準適合物引き取りのお断り」や、「再商品化合理化拠出金の対応」を、環境省と相談のうえ、対応させていただく場合がございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、上記に記載した「再商品化事業者からプラスチック製容器包装ベール調査日程を聞き取る等の行為」につきましては、プラスチック製容器包装のベール品質調査に限定したものになりますので、ご注意ください。

以上